明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（財務三九）　一
〔告　示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一六三）　二
○離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件（総務・農林水産・国土交通四）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務二三七）　三
○保安林の指定を解除する件（農林水産八六二～八六七）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通四一四）　三
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同四一五）　五
○我が国における平成二十七年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を公表する件（環境四五）　五
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務区域を変更した件（関東地方整備局一九六）　五
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（同一九七）　六
○道路に関する件（北海道開発局一一一～一一三）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
気象庁　二
〔皇室事項〕　二
〔官庁報告〕
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　二
官庁事項
法　務
公証人任免（法務省）　二
〔公　告〕　二
諸事項
官庁
押収物還付・一部取消、土地家屋調査士懲戒処分、北朝鮮特定貨物の保管関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
裁判所共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他

省令

○財務省令第三十九号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1・2　略］ 3　納付金の類 ［日本銀行納付金債権～特定タンカー所有者納付金債権　略］ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権 沖縄振興開発金融公庫納付金債権 ［独立行政法人納付金債権・諸納付金債権　略］ ［4～15　略］ ［二～四　略］	**別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1・2　同上］ 3　納付金の類 ［日本銀行納付金債権～特定タンカー所有者納付金債権　同上］ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権 ［独立行政法人納付金債権・諸納付金債権　同上］ ［4～15　同上］ ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。